

定 款

一般社団法人東京都食品衛生協会

一般社団法人東京都食品衛生協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人東京都食品衛生協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区寿四丁目15番7号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、東京都内の地域にある食品衛生協会との連携をもって、飲食等に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、衛生思想の普及啓発及び自主的衛生管理の向上を図り、都民の健康増進と食品業界の安定と繁栄に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食品衛生自治指導員の教育養成及び巡回指導活動並びに食品関係従事者及び消費者に対する食品衛生思想の普及啓発に関する事業
- (2) 食品関係従事者の教育養成に関する事業
- (3) 機関紙等の発行に関する事業
- (4) 食品衛生法、水道法、薬機法等法令に基づく食品、飲料水、医薬品等の規格・基準・安全等の試験検査及び衛生指導と衛生相談等に関する事業
- (5) 食品衛生等に係る刊行物の作成、発行に関する事業
- (6) 食品営業賠償共済に関する事業
- (7) ねずみ、昆虫の防除等に関する事業
- (8) 特定保険業に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員
- (2) 普通会員
- (3) 賛助会員

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(正会員の資格の取得)

第6条 前条の正会員は、次に掲げる者とする。

- (1) この法人の目的に賛同し、かつ、この法人が承認した東京都内の地域にある食品衛生協会（以下「地域食協」という。）を代表して入会した者
- (2) この法人の目的に賛同し、かつ、この法人が承認した東京都内の地域にある食品関係団体を代表して入会した者

2 この法人の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める額を毎年支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 正会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に重大な違反をしたと認められるとき。
- (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又は重大な目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名処分が妥当であると思われる正当な事由があるとき。

(正会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を、正当な理由なく1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員が死亡し、又は地域食協又は食品関係団体が解散したとき。

(普通会員)

第11条 第5条の普通会員は、東京都内の地域内に営業所又は事務所を有する食品関係営業者その他の個人又は団体であって、地域食協の会員であるものとする。

2 普通会員の入会、退会、除名及び資格の喪失は、理事会において別に定める方法により、地域食協を通じて届出るものとする。

3 普通会員の会費は、理事会において別に定める。

(賛助会員)

第12条 第5条の賛助会員は、この法人の趣旨に賛同し、事業に協力しようとするものとする。

2 賛助会員の入会、退会、除名、資格の喪失及び会費に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第 4 章 総 会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画及び収支予算を記載した書類の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 20 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

第 21 条 書面による議決権の行使は、必要な事項を記載した議決権行使書面をこの法人に提出して行う。

2 前項の規定により書面により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のなかからその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 5 章 役 員

(役員の設置)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 3 名以上 7 5 名以内

(2) 監 事 1 名以上 5 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、1 名を理事長とし、6 名以内を副会長、1 名を専務理事、3 名以内を常務理事とし、理事長をもって法人法上の代表理事とし、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

3 前項のほか、理事会の決議をもって業務執行理事を選定することができる。

(役員の選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、理事長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(会長の責務)

第 26 条 会長は会員等の功労を評価し、表彰等を行う。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 29 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 30 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第 31 条 この法人は、法人法第 114 条の規定により、理事会の決議によって、法人法第 111 条第 1 項に関する理事（理事であった者を含む）の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、法人法第 114 条の規定により、法人法第 111 条第 1 項の行為に関する監事（監事であった者を含む）の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 32 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、副会長がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 7 章 その他の機関

(名誉会長、顧問、相談役及び参与)

第 38 条 この法人に、任意の機関として、名誉会長、顧問、相談役及び参与を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長は、この法人に著しく功績のあった者とする。
- 3 顧問、相談役及び参与は学識経験者とする。
- 4 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、理事長から諮問された事項について意見を述べることができる。
- 5 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。ただし、常任の顧問、相談役及び参与には報酬等を支給することができる。
- 6 名誉会長、顧問、相談役及び参与に職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 7 名誉会長、顧問、相談役及び参与の選任及び解任は、理事会において決議し、任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 8 章 委員会

(委員会の設置)

第 39 条 この法人の事業を円滑に運営するため、理事長の諮問機関として委員会を設けることができる。委員会に関する事項は別に定める。

第 9 章 事務局

(事務局の設置等)

第 40 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を 1 名、事務局次長を 3 名以内及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、専務理事が兼ねることとし、事務局次長は、常務理事が兼ねることとする。
- 4 事務局長及び事務局次長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 5 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 6 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 資産及び会計

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これをこの法人の収支予算書とみなす。

3 第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置き、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が精算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 46 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第 47 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 13 章 雑 則

(委 任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

一般社団法人東京都食品衛生協会役員名簿

No.1

【任期】 自 令和7年6月30日
至 令和9年度定時総会終結時

令和8年6月30日現在

(敬称略、順不同)

役 職	氏 名	所 属
理 事	三 田 芳 裕	東京都料理生活衛生同業組合常任相談役
理 事	小宮山 明	東京都製麺協同組合理事長
理 事	吉 田 精 孝	東京小売酒販組合理事長
理 事	清 水 邦 久	東京都豆腐商工組合理事長
理 事	関 口 悟	東京都漬物事業協同組合理事長
理 事	吉 野 一 久	東京都青果物商業協同組合理事長
理 事	工 藤 哲 夫	東京都ホテル旅館生活衛生同業組合理事長
理 事	堀 込 一 之	東京都飲食業生活衛生同業組合理事長
理 事	菊 本 肇	東京ふぐ卸売協同組合理事長
理 事	早 山 豊	東京魚市場卸協同組合理事長
理 事	浅 野 哲 哉	東京都鮎商生活衛生同業組合理事長
理 事	渡 邊 一 夫	東京魚商業協同組合理事長
理 事	岸 久	東京都社交飲食業生活衛生同業組合
理 事	三 宅 洋 子	公益社団法人日本料理研究会副会長
理 事	関 谷 芳 久	東京都食肉生活衛生同業組合理事長
理 事	細 田 安兵衛	東京和生菓子商工業協同組合理事長
理 事	出 雲 隆	東京ソフトクリーム衛生協会会長
理 事	鈴 木 章 夫	東京都食鳥肉販売業生活衛生同業組合理事長
理 事	山 本 富司安	東京都中華料理生活衛生同業組合理事長

一般社団法人東京都食品衛生協会役員名簿

No.2

役 職	氏 名	所 属
理 事	鈴 木 俊 之	日本ジェラート協会代表
理 事	向 後 勇	千代田食品衛生協会会長
理 事	二 永 展 嘉	中央区食品衛生協会会長
理 事	熊 倉 一 郎	中央区食品衛生協会副会長
理 事	田 中 孝 謹	東京魚市場卸協同組合常務理事
理 事	渡 辺 泰 男	文京食品衛生協会顧問
理 事	飯 田 龍 生	台東食品衛生協会会長
理 事	大 橋 行	墨田区食品衛生協会会長
理 事	本 間 修	江東区食品衛生協会会長
理 事	菅 原 道 生	葛飾区食品衛生協会会長
理 事	齋 藤 仁	江戸川区食品衛生協会会長
理 事	佐久間 克 文	みなと食品衛生協会会長
理 事	吉 田 武 久	目黒区食品衛生協会会長
理 事	市 野 直 春	渋谷食品衛生協会会長
理 事	戸 田 達 夫	品川食品衛生協会会長
理 事	丸 山 紀 幸	大田区食品衛生協会会長
理 事	高 木 久 幸	新宿区食品衛生協会副会長
理 事	佐 藤 恭 脩	中野区食品衛生協会常任相談役
理 事	高 橋 悦 子	世田谷区食品衛生協会会長
理 事	織 茂 章 則	杉並区食品衛生協会会長
理 事	西 岡 孝 文	豊島区食品衛生協会会長
理 事	小 林 常 悦	豊島区食品衛生協会副会長
理 事	丸 山 文 雄	板橋区食品衛生協会会長

一般社団法人東京都食品衛生協会役員名簿

No.3

役 職	氏 名	所 属
理 事	佐 藤 公 明	練馬区食品衛生協会会長
理 事	岩 間 一 夫	北区食品衛生協会会長
理 事	河原田 悦 雄	荒川食品衛生協会会長
理 事	早 川 元 康	足立区食品衛生協会会長
理 事	並 木 茂	西多摩食品衛生協会会長
理 事	峯 尾 誠	八王子食品衛生協会会長
理 事	岡 部 直 士	立川食品衛生協会会長
理 事	高 島 優	立川食品衛生協会副会長
理 事	杉 浦 信 男	町田食品衛生協会会長
理 事	橋 本 敏 政	南多摩食品衛生協会会長
理 事	野 村 一 仁	北多摩南部食品衛生協会会長
理 事	石 川 明 男	北多摩南部食品衛生協会副会長
理 事	熊 添 千 重	北多摩北部食品衛生協会会長
理 事	渡 辺 諒	大島食品衛生協会会長
理 事	小宮山 善 仁	八丈島食品衛生協会会長

一般社団法人東京都食品衛生協会役員名簿

No.4

役 職	氏 名	所 属
理 事	森 村 浩 昌	一般社団法人東京都食品衛生協会事務局長
理 事	福 島 哲 也	一般社団法人東京都食品衛生協会事務局次長
理 事	笹 本 剛 生	一般社団法人東京都食品衛生協会技術研究所長
理 事	阿 左 見 毅	一般社団法人東京都食品衛生協会総務部長
理 事	磯 野 哲 也	一般社団法人東京都食品衛生協会衛生教育部門担当
理 事	守 安 貴 子	一般社団法人東京都食品衛生協会技術研究所技術顧問
監 事	武 田 文 雄	台東食品衛生協会副会長
監 事	鈴 木 國 夫	目黒区食品衛生協会副会長
監 事	木 塚 順 夫	荒川食品衛生協会副会長
監 事	櫻 井 克 彦	北多摩南部食品衛生協会副会長
監 事	平 山 鉄 郎	税理士

会長・理事長	1 名
副会長	5 名
専務理事	1 名
常務理事	2 名
理事	54 名
以上理事	63 名
監事	5 名

事業の概要

昨年はインバウンド需要により、食品業界にも追い風となる年となりました。一方で不安定な世界情勢による原材料費の高騰やエネルギー費の高止まりが続いており、一日も早い回復が望まれています。

令和7年の東京都における食中毒発生状況を見ますと、発生件数は134件で前年の114件と比べて20件の増加となりましたが、患者数では1,308名と昨年の1,536名から228名の減少となりました。

これは、病因物質別発生件数で1件あたりの患者数が多いノロウイルスが47件と前年と比べて11件増加し、患者数では242名減少した事によるものですが、消費需要に対応するために能力を超えた受注などで衛生管理が不十分となり発生した食中毒もあり、改めて衛生管理の徹底が求められています。

このような状況に対応すべく、令和7年度事業については地域食協主催の食品衛生実務講習会開催や街頭相談所開設など、従来の取り組みを行うとともに、YouTubeやメールマガジンなどWEBを活用し、HACCPに沿った衛生管理の重要性など食品衛生に関する最新情報を配信し、食中毒予防の普及啓発に努めてまいりました。

また、4年目となる第2次指導員活動の活性化計画では、巡回指導活動が協会の根幹をなす事業であることから、引き続き巡回活動記録簿の記載率の向上を図ることといたしました。

食品衛生責任者養成講習会については、情報セキュリティに関する国際規格ISO/IEC27001認証を維持し、個人情報漏洩防止対策に最大限取り組みながら、従来の会場集合型に加え導入から4年目を迎えたeラーニング型と並行して行い、食品衛生責任者の養成に努めました。

東食生命保険については、地域食協の役員及び会員の皆様に

ご協力をいただき、安定的な事業運営を行うことができました。

次に、東京食品技術研究所では、食品検査については試験所の能力に関する国際規格 ISO/IEC17025 認定、検便検査については情報セキュリティに関する国際規格 ISO/IEC27001 認証のもと、顧客満足度の向上と試験所の信頼性確保に努めました。

東京都から委託を受けた保菌者検索事業として、サルモネラ・腸管出血性大腸菌 O157 に加えノロウイルスの発生動向調査を、自治指導員等の協力を得て実施したほか、HACCP に沿った衛生管理を普及するための衛生管理計画の作成支援を行いました。

今後とも食の安全・安心を確保するため、東京都と連携して HACCP に沿った衛生管理の導入・定着を図り、自主的衛生管理の確立に努めてまいります。

事業執行に当たり、行政当局をはじめ地域食協及び業種団体各位のご支援ご協力に深く感謝申し上げます。

第 1 庶務報告

1. 会議の開催 【法人会計】

(1) 理事会

(ア) 令和 7 年 6 月 5 日 第 162 回理事会を開催

- ① 第 148 回定時総会提出議案
 - a 令和 6 年度 事業報告について
 - b 令和 6 年度 決算報告について
 - c 役員の改選について
- ② 令和 6 年度 公益目的支出計画の実施報告について
監査報告及び保険計理人の意見書（要旨）
- ③ 第 148 回定時総会招集について

以上を審議し、原案どおり可決決定しました。

(イ) 令和 7 年 6 月 30 日 第 163 回理事会を開催

- ① 理事長・会長・副会長・専務理事・常務理事の互選について
- ② 役員改選に伴う顧問・相談役の委嘱について

以上を審議し、原案どおり可決決定しました。

(ウ) 令和 8 年 3 月 16 日 第 164 回理事会を開催

- ① 第 149 回臨時総会提出議案
 - a 令和 8 年度 事業計画案
 - b 令和 8 年度 収支予算案
 - c 令和 8 年度 借入金限度額案ならびに特定資産の目的外使用案
 - d 理事の補充選任について
- ② 規程の一部改正案について
- ③ 規程の制定案について
- ④ 第 149 回臨時総会招集について

以上を審議し、原案どおり可決決定しました。

(2) 総 会

(ア) 令和 7 年 6 月 30 日 第 148 回定時総会を開催

- ① 令和 6 年度 事業報告について
- ② 令和 6 年度 決算報告及び監査報告について
- ③ 役員の改選について

以上を審議し、原案どおり可決決定しました。

報告事項

- a 令和 6 年度 公益目的支出計画の実施報告について
- b 保険計理人の意見書（要旨）

(イ) 令和 8 年 3 月 31 日 第 149 回臨時総会を開催

- ① 令和 8 年度 事業計画案
- ② 令和 8 年度 収支予算案
- ③ 令和 8 年度 借入金限度額案ならびに特定資産の目的外使用案
- ④ 理事の補充選任について

以上を審議し、原案どおり可決決定しました。

報告事項

- a 規程の一部改正について
- b 規程の制定について

2. 行政担当者との意見交換会 【法人会計】

令和 7 年 4 月 18 日（多摩地区）、4 月 25 日（特別区）に、それぞれ保健所の所長、衛生課長、食品衛生担当者及び都市区主管部との意見交換会を開催しました。

3. 監 査 【法人会計】

令和 7 年 5 月 28 日、監事による監査が行われました。

4. 各種表彰

叙勲、厚生労働大臣、都知事、日食会長、日食理事長等、各種の表彰についてその申請手続きを行い、次のとおりそれぞれ表彰されました。また、食品衛生の普及向上に功労のあった会員に対して、東食会長表彰を行いました。

令和7年度 各種表彰受賞（章）者（敬称省略、順不同）

（1）叙勲

1名

旭日双光章

秋の叙勲

田 中 信 人

（2）厚生労働大臣表彰

食品衛生功労者

13名

山 本 通 陽

樋 口 敏 郎

張 替 義 雄

牧 成 一

橋 本 隆

吉 田 精 孝

根 岸 稔 章

長谷川 馨

山 崎 智 文

佐 藤 光 明

篠 良 一

久保田 喜 丈

岡 田 家 秀

（3）東京都知事表彰

衛生功労者

3名

岩 間 一 夫

近 藤 敏 栄

坂 元 啓 一

（4）厚生労働省 健康・生活衛生局長表彰

食品衛生功労者

15名

渡 邊 晃 吉

大 坪 康 明

永 瀬 守

川 口 誠 一

眞 垣 み え

田 淵 隆 世

三 宅 尚 子

浦 田 英都男

西 尾 守 正

浅 井 勲

本 橋 栄 一

河原田 悦 雄

若 林 哲 也

小 林 久 義

池 田 龍 三

(5) 公益社団法人日本食品衛生協会会長表彰

食品衛生功労者

36名

小林英之	奥田秀助	野田康彦
江端考俊	染谷孝雄	日野伸之
川島仁市	菅原道生	青木稔
鈴木直人	二ノ宮章男	村山孝
伊佐弥吉	鈴木登志正	高木久幸
小林初枝	進崇幸	當麻惠一
野口徳二	本多武夫	中村公二
山田知康	町田悦功	山田良雄
小林宏壽	五十嵐肇	秋山弘之
名地史明	永井昭英	杉山貢一
小澤明彦	笹本邦央	長田隆弘
森田晃生	山田晋宣	芳賀佳彦

(6) 公益社団法人日本食品衛生協会会長感謝状

食品衛生行政担当者

17名

上杉英樹	青木一浩	園田瑞穂
福田智裕	川井道代	澁谷一聡
横田学	佐々木明彦	新井聡美
寺村明子	栗田晶子	酒井昭壽
内藤義和	佐藤恵	佐藤洋子
栗原八千代	高橋八重子	

(7) 公益社団法人日本食品衛生協会理事長表彰

食品衛生指導員功労者

19名

久保寺健郎	渡辺和子	神谷玉青
鈴木利孝	飛田みき子	宮川由紀夫
重信英雄	久保英世	国府田正
菅野孝一	藤巻昭彦	辻悦男

中 畠 清 和	井 上 博 樹	小 野 健太郎
宮 野 敏 彦	芳 賀 弘	黒 田 宗 一
堀 江 元		

(8) 一般社団法人東京都食品衛生協会会長表彰

食品衛生功労者（氏名省略） 62名

銀座総合事務所管内	17名	恵比寿総合事務所管内	6名
-----------	-----	------------	----

新宿総合事務所管内	6名	池袋総合事務所管内	6名
-----------	----	-----------	----

立川総合事務所管内	18名
-----------	-----

業種関係団体	9名
--------	----

5. その他【法人会計】

新年賀詞交歓会

令和8年1月9日、京王プラザホテルにおいて新年賀詞交歓会を開催しました。

第2 会員と組織の強化 【法人会計】

1. 会員の把握と組織の強化

(1) 会員の把握と管理

34 地域食協及び 48 業種団体への趣旨普及に努め、会員の維持・確保を図りました。令和 7 年度の正会員数は、地域食協 240 名・業種団体 44 名の合計 284 名となりました。

(2) 会費の収納状況

地域食協における普通会員 13,008 名、業種団体 48 団体、賛助会員 151 社から会費が納入されました。

(3) 東京食品会員カードの普及

会員の維持確保と福利厚生を目的として制度化した会員カードは、食中毒事故後の改善支援金や火災見舞金の支給をはじめ各種特典があり、その普及に努めました。

(4) 会員の拡充強化に向けた表彰制度

会員の維持確保は、事業運営の最重要課題と捉え会員の増強に努めた地域（地区）食協に対して表彰制度を実施し、令和 7 年度は北多摩北部食品衛生協会東久留米地区が表彰されました。

(5) 東京都に対する要望

令和 8 年度東京都予算に対する要望を、令和 7 年 8 月 28 日に自由民主党東京都支部連合会・東京都議会自由民主党などを通じて以下の通り実施しました。

さらに、令和 7 年 12 月 3 日に東京都知事に対し要望を行いました。

(ア) 食品衛生教育等事業委託について

(イ) 保菌者検索事業委託について

(ウ) 食品衛生向上への取り組みに対する民間事業者活用について

第3 教育事業〔定款第4条（1）〕 【実施事業等会計】

1. 食品衛生自治指導事業運営委員会 〔本部主催〕

（1）第1回委員会を令和7年11月13日に開催し、次のとおり協議しました。

（ア）令和7年度教育事業等の進捗状況について

（イ）指導員活動の活性化に向けた取り組みについて

（2）第2回委員会を令和8年3月11日に開催し、次のとおり協議しました。

（ア）令和7年度下期教育事業等の報告について

（イ）令和8年度教育事業等の進め方について

（ウ）指導員活動の活性化に向けた取り組みについて

（エ）令和7年度保菌者検索事業の報告について

2. 食品衛生自治指導員部長会 〔本部主催〕

（1）第1回部長会を令和7年12月9日に開催し、次のとおり協議しました。

（ア）令和7年度教育事業等の進捗状況について

（イ）指導員活動の活性化に向けた取り組みについて

（2）第2回部長会を令和8年3月18日に開催し、次のとおり協議しました。

（ア）令和7年度下期教育事業等の報告について

（イ）令和8年度教育事業等の進め方について

（ウ）指導員活動の活性化に向けた取り組みについて

（エ）令和7年度保菌者検索事業の報告について

3. 自治指導員活動

指導員による巡回指導活動は、自主管理体制の確立に最も重要であることから、次の活動を展開しました。

- (1) 幹事指導員会、自治指導員会については、すべての指導員に配付する「指導員だより」を活用して、重点指導項目等について周知を図りました。

また、指導員を対象とする食品衛生講習会については、食品衛生に関する最新情報の提供とともに HACCP に沿った衛生管理の導入と定着に努めました。

- (2) 巡回指導は、指導員 1 名あたり概ね 10 施設の担当をお願いし、「食品衛生管理ファイル」と年 4 回「食品衛生責任者お知らせ版」を配付しました。

- (3) 現場簡易検査では、行政の指導のもと感染防止に努めたうえで、スタンプ・スプレッド、コリテップによる大腸菌群、黄色ブドウ球菌の細菌検査を実施しました。

種類 検査判定	大腸菌群		黄色ブドウ球菌		腸炎ビブリオ		サルモネラ	
A (コロニー数 0～10 良)	3,385	(91.8%)	4,170	(94.5%)	514	(96.6%)	552	(64.3%)
B (コロニー数 11～100 普通)	186	(5.0%)	145	(3.3%)	12	(2.3%)	193	(22.5%)
C (コロニー数 101 以上不良)	116	(3.2%)	96	(2.2%)	6	(1.1%)	113	(13.2%)
計	3,687 件		4,411 件		532 件		858 件	

(実施検体数 9,488 件)

- (4) 食品衛生自治指導員養成講習会 [本部主催]

自治指導員養成講習会を特別区 1 回・多摩地区 1 回の計 2 回実施し 85 名が受講しました。

- (5) 食品衛生自治指導員衛生教育講習会 [地域食協主催]

指導員を対象に、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理方法・アレルギー表示の義務化・食中毒予防 3 原則について・異物混入対策等の講習会を実施しました。

84 回 出席者数 1,579 名

(6) 食品衛生幹事指導員会 [地域食協主催]

指導員活動の基本となる年間計画の策定を始め、担当施設の調整や活動についての検討を行いました。

57回 出席者数 232名

(7) 食品衛生自治指導員会 [地域食協主催]

指導員活動の進め方及びそれらの具体的な活動状況等の確認と検討を行いました。

59回 出席者数 1,002名

(8) 手洗いマイスター認定講習会 [本部主催]

令和7年6月12日に開催し、指導員27名が手洗いの講習と実践を受講した後、手洗いマイスター認定テストを行い、カリキュラムを修了した全員に手洗いマイスター認定証及び認定バッジを交付し、地域食協で開催される食品衛生講習会等での普及啓発をお願いしました。

(9) 巡回指導活動の活性化に向けた取り組み

巡回指導活動は協会の根幹をなす事業であることから第2次指導員活動の活性化計画の指標となる巡回活動記録簿の記載率の向上に取り組みました。

4. 食品衛生思想普及等の事業

食品関係従事者や消費者に対し、食品衛生の普及啓発及び指導員を中心とする協会の活動等について理解を得るため、次の各種事業を実施しました。

(1) 衛生教育講習会 [地域食協主催 (都委託事業)]

各地域食協において、食品衛生責任者等を対象とした食品衛生講習会 (食品衛生実務講習会) を 53 会場で開催し、5,701 名が受講しました。

また、給食施設を対象にオンライン講習会を動画にて開催し、衛生管理について注意喚起を行いました。

(2) 食品衛生研修会 [本部主催]

(ア) 第 1 回賛助会員・業種団体長研修会

開 催 日 : 令和 7 年 8 月 1 日 (食品衛生センター)

受 講 者 : 62 名

講習内容

第一部 : 最近の食品衛生事情

講 師 : 保健医療局 健康安全部 食品監視課

統括課長代理 小澤 悠作 氏

第二部 : 食品取扱施設における労働災害事故の防止

講 師 : 元ミドリ安全株式会社 理事

F&H 部 HACCP 相談室長 帶刀 敏彦 氏

(イ) 第 2 回賛助会員・業種団体長研修会

開 催 日 : 令和 7 年 12 月 4 日 (食品衛生センター)

受 講 者 : 69 名

講習内容

第一部 : 最近の食品衛生事情

講 師 : 保健医療局 健康安全部 食品監視課

主任 長岡 悠真 氏

第二部 : 食品事故における損害賠償の実態と実例

講 師 : 株式会社東殖

代表取締役 笹山 伸幸 氏

(3) 消費者に対する衛生思想普及事業

(ア) 食品衛生街頭相談 [地域食協主催 (都委託事業)]

8月の食品衛生月間を中心に44会場延45回実施しました。

食品衛生に関するアンケートやクイズ、パンフレットの配布やパネル展示を行い、広く食中毒予防に努めました。

(イ) 消費者懇談会 [地域食協主催 (都委託事業)]

消費者と食品等事業者との相互理解を深めるため、家庭でできる食中毒予防などをテーマに、情報交換やリスクコミュニケーションの場として17会場で実施し、701名が参加しました。

(ウ) 消費者対象オンライン講習会 [本部主催 (都委託事業)]

ノロウイルス食中毒予防をはじめ、食品衛生思想の普及啓発を推進するため「家庭における食中毒の話」をテーマに、一般消費者、保育園や小学校などの給食施設等にオンライン配信にて普及啓発を行いました。

(4) 食品衛生月間 (8月1日～8月31日)

各地で電光掲示板や懸垂幕等を活用し、食中毒予防キャンペーンを展開しました。

【実施会場】

日本武道館	イトーヨーカ堂小岩店	大手町デジタルサイネージ	目黒銀座商店街
新橋ファロシティビジョン	目黒酒販組合事務所前	ホテルロイヤルオーク五反田	学芸大学商店街
目黒区役所	フラッグスビジョン	メトロコンコースビジョン新宿	ユニカビジョン
明治神宮球場	NEWNO・GSビジョン	新宿駅東西自由通路ビジョン	クロス新宿ビジョン
アルタビジョン	三茶パティオ	立川アレアビジョン	ルミネ立川
立川伊勢丹前アルタビジョン	グランデュオ立川	フロム中武	食品衛生センター

(5) 食品衛生情報提供サービス (メールマガジン) による情報発信

指導員と会員を対象に、食中毒の発生状況や国及び東京都の通知等を盛り込んだ最新情報を配信しました。

さらに、食品衛生責任者養成講習会修了者に対し、食品衛生情報提供サービスを配信し、協会のPRを行い会員増強に努めました。

5. 業種別衛生教育講習会 [本部主催（都委託事業）]

業種ごとに、必要な専門的衛生知識を修得するための講習会を開催し、併せてオンライン形式による講習会を実施しました。

なお、開催が見送られた業種組合には講習会資料を配付し、食品衛生に関する最新の情報を提供しました。

27回 出席者数 528名

6. 教材及び資料

食品等事業者をはじめ指導員教育の充実を図るため、ビデオ（DVD）・小冊子・リーフレット・情報紙などを作成し、衛生教育講習会や指導員講習会などで活用しました。

なお、ビデオ（DVD）は外国人や聴覚障害者に配慮した字幕対応としました。

併せて、令和6年1月に改訂された手引書にあわせ、定期的な振り返りを実施するための様式を東京都監修により追加した「食品衛生管理ファイル」を全会員に配付しました。

さらに、食品衛生巡回指導実施店ステッカーを作成し、指導員による巡回活動時に配付し活用を図りました。

また、消費者に対しては食品衛生普及啓発用のリーフレットやチラシを作成し、食品衛生街頭相談・消費者懇談会などの開催時に活用しました。

（1）食品衛生教育用ビデオ（DVD）（都委託事業）

「ノロウイルス・ブルース

～あなたのそばにあなたの中に～」

（2）小冊子（都委託事業）

「食品衛生講習会テキスト」（衛生教育講習会用：20,000部）

「食品衛生知っ得情報」（自治指導員教育講習会用：3,300部）

「食品衛生自治指導員教本」（自治指導員養成講習会用：350部）

(3) 情報紙（都委託事業）

(ア) 「食品衛生責任者お知らせ版」（年4回発行）

6月・9月・12月・3月にそれぞれ60,000部、延べ240,000部を発行し、指導員を通して食品等事業者に配付しました。

(イ) 「指導員だより」（年4回発行）

7月・10月・1月・3月の4回で延べ10,593部を作成し、巡回指導時の情報提供に役立てるよう指導員宛に直接郵送しました。

(4) 自治指導員手帳（都委託事業）

3,300名の指導員に巡回活動記録簿を配付しました。

(5) 食品衛生管理ファイル（都委託事業）

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書に合致した食品衛生管理ファイルを45,000部作成。会員施設にあった衛生管理計画（一般衛生管理・重要管理）や、その結果を記録表に記載できるよう作成し、年度当初に地域食協・業種組合を通して食品営業施設に配付しました。

(6) 食品衛生巡回指導実施店ステッカー（都委託事業）

消費者に対し、自主管理を積極的に実施している施設であることのPRに、食品衛生巡回指導実施店ステッカーを45,000枚作成し、指導員から担当施設に配付しました。

(7) 街頭相談用パンフレット・チラシ（都委託事業）

「食中毒予防ガイド」

「あなたの食事作りをチェックしてみましょう」

「顕微鏡写真で見る微生物による食中毒」（各15,000部）

7. 食の安心・安全・五つ星事業

日食協が制度を運営する「食の安心・安全・五つ星事業」については、当協会の特徴を盛り込んだ「食の安心・安全・五つ星 HACCP TOKYO」の事業推進に努めました。

第 4 講習会事業[定款第 4 条(2)]【実施事業等会計・収益会計】

1. 食品衛生責任者養成講習会

東京都知事が適正と認める食品衛生責任者養成講習会を情報セキュリティに関する国際規格 ISO/IEC27001 認証に基づき運用し、行政当局の支援と地域食協及び業種組合の協力のもと、会場集合型及び e ラーニング型を並行して行い、23,068 名の食品衛生責任者を養成しました。

(1) 会場集合型

受講修了者数 14,200 名（開催数 102 回）

(2) e ラーニング型

受講修了者数 8,868 名

補 充 ・ 養 成 講 習 会 別 受 講 状 況	受 講 者 数
昭和 57 年 4 月 1 日～昭和 62 年 9 月 30 日の間	140,963
実 施 し た 補 充 講 習 会 受 講 者	
昭和 53 年 7 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日の間	702,419
実 施 し た 養 成 講 習 会 受 講 者	
食 品 衛 生 責 任 者 講 習 会 総 受 講 者	843,382

2. 食品衛生責任者手帳の有償交付

手帳紛失者に対する再交付及び栄養士、管理栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、船舶料理士、食品衛生管理者など、責任者資格を有する方には申請に基づき、2,663 名に有償にて交付しました。

3. 食品衛生推進員講習会

食品衛生推進員講習会は、東京都知事の指定を受け年 2 回開催し、併せて Web 配信も行いました。

(1) 第 1 回推進員講習会

開 催 日：令和 7 年 7 月 22 日 （立川商工会議所）
7 月 28 日 （食品衛生センター）

受 講 者：122 名

Web 配信：令和 7 年 8 月 15 日～31 日

視聴者数：69 名

講習内容

第一部：食中毒の発生状況と最近の話題

講 師：保健医療局 健康安全部 食品監視課

課長代理 永沼 信二 氏

第二部：食品衛生取扱施設における組織的な 5S 活動の実践
による異物混入防止対策の効果的な進め方と防虫防ソの
基本

講 師：公益社団法人日本食品衛生協会

技術主幹 佐藤 邦裕 氏

（２）第２回推進員講習会

開 催 日：令和 7 年 11 月 21 日（立川商工会議所）

11 月 26 日（食品衛生センター）

受 講 者：91 名

Web 配信：令和 7 年 12 月 12 日～令和 8 年 1 月 16 日

視聴者数：77 名

講習内容

第一部：食中毒の発生状況と最近の話題

講 師：保健医療局 健康安全部 食品監視課

課長代理 永沼 信二 氏

第二部：食品取扱施設における労働災害事故の防止

講 師：元ミドリ安全株式会社 理事

F&H 部 HACCP 相談室長 帶刀 敏彦 氏

第 5 機関紙発行等事業【定款第 4 条（３）】 【実施事業等会計】

協会と会員を結ぶ業界の総合情報紙「東京の食品界」を毎月発行し、食品衛生の普及、地域食協の活動、各種講習会及び本会事業の情報提供に努めました。

第 6 試験検査等事業【定款第 4 条（４）】 【収益会計】

東京食品技術研究所では、食品、水質、簡易専用水道施設などの検査は厚生労働大臣、環境大臣、国土交通大臣登録検査機関として、検便、ノロウイルスなどの検査については臨床検査技師法に基づく

登録衛生検査所として、適切な業務管理に努めるとともに精度管理を的確に実施し、信頼性の高いデータを提供しました。食品の検査については、試験所の能力に関する国際規格 ISO/IEC17025 認定、検便検査については、情報セキュリティに関する国際規格 ISO/IEC27001 認証のもと、顧客満足度の向上と試験所の信頼性確保に努めました。

また、食品衛生に関するコンサルティング事業を推進するとともに、東京都の委託を受け HACCP に沿った衛生管理を普及するため、衛生管理計画の作成支援を行いました。

さらに、東京都、台東区、世田谷区及び八王子市から、保菌者検索事業として食中毒原因菌であるサルモネラ及び腸管出血性大腸菌 O157 の発生動向調査を受託し、食品による危害の発生防止と社会貢献に努めました。加えて、大規模な食中毒の原因となるノロウイルスの発生動向調査についても、東京都より受託し、自治指導員等の協力を得て実施しました。

一方、近年激化する検査機関の価格競争により、検査料金の引き下げを余儀なくされるなど厳しい状況の中、会員及び業界の支援のもと、次のとおり検査実績を確保することができました。

試験検査等の項目別実績

(単位:円)

検 査 項 目	件 数	金 額
理 化 学 検 査	8,513	85,790,254
微 生 物 学 検 査	53,946	156,606,224
水 質 検 査	12,980	115,751,000
簡 易 専 用 水 道 検 査	3,598	61,057,084
臨 床 検 査	1,187,513	436,572,296
コンサルティング事業	36,620	136,648,281
文 書 料 ・ 検 体 買 上 料	70,533	8,430,216
合 計	1,373,703	1,000,855,355

第 7 図書出版事業〔定款第 4 条（5）〕 【収益会計】

食品衛生の知識及びふぐ調理師試験受験のための基礎知識など、わかりやすく解説した教材を刊行頒布し、食品従事者の資質の向上に努めました。

教 材 頒 布 状 況

教 材	冊 数
食 品 衛 生 責 任 者 教 本	14,208
食 品 衛 生 関 係 法 規 集	359
ふ ぐ 取 扱 責 任 者 教 本	255
ふぐ取扱責任者試験 最近 5 年間の問題と解答	173

第 8 食品営業賠償共済事業〔定款第 4 条（6）〕 【収益会計】

食中毒をはじめ業務上の過失による不測の事故に備えて、会員事業所の経営の安定と消費者保護を履行するための共済制度として、総合食品賠償共済（あんしんフード君）の普及に努め、加入件数 4,789 件を確保しました。

給 付 状 況

（単位：円）

	件 数	給 付 金 額
生 産 物 事 故 共 済 金	11	1,070,073
施 設 事 故 共 済 金	13	2,038,226
休 業 補 償 共 済 金	1	263,161
特 別 費 用	30	376,511
そ の 他	14	1,890,299
合 計	69	5,638,270

第 9 衛生管理事業〔定款第 4 条（7）〕【収益会計】

会員の食品衛生自主管理体制の確立を目指し、ねずみ族・昆虫等の防除作業を主体に推進しました。また、施設内の清掃及びノロウイルス等の殺菌消毒や貯水槽等の清掃事業も併せて推進に努め、299 事業所（838 施設）取り扱い額 130,698,331 円を確保しました。

第 10 東食生命保険（共済）事業〔定款第 4 条（8）〕【特定保険業会計】

1. 事業実績

会員の相互扶助を目的とした東食生命保険は、生命保障と附加給付金を基本保障とし、さらに医療保障特約を備えた制度で、令和 7 年度の最重点事業として推進に努めました。

令和 7 年度の新規加入目標数を 2,016 口、契約満了予定者（期間 5 年）の更新加入目標数を 2,122 口と設定し推進に努めた結果、4,258 口を獲得し加入総口数 16,826 口、保険料総額は 457,341,000 円を確保することができました。

加 入 実 績

	人 数	口 数
新 規 加 入	1,375	2,076
更 新 加 入	1,641	2,182
医 療 特 約 加 入	91	91

2. 加入及び支払状況

加 入 状 況

	人 数	口 数
生 命 保 険 （うち医療保障特約）	10,493 (1,199)	16,826 (1,199)

保険金等支払状況（基本保障）

（単位：円）

	人 数	口 数	給 付 金 額
死 亡 保 険 金	39	53	83,500,000
高 度 障 害 保 険 金	1	1	3,000,000
災 害 死 亡 保 険 金	1	1	2,000,000
災 害 入 院 保 険 金	27	43	2,851,200
附 加 給 付 金	523	671	13,420,000
合 計	591	769	104,771,200

保険金支払状況（医療保障特約）

（単位：円）

	人 数	給 付 金 額
入 院 保 険 金	99	10,385,000
手 術 保 険 金	81	6,800,000
合 計	180	17,185,000

第 1 1 その他の諸活動 【実施事業等会計・収益会計】

1. ホームページの活用

当協会のホームページについては、食品衛生に関わる最新情報等の提供をはじめ、食品衛生責任者養成講習会等の情報を掲載するなど充実を図りました。その結果、多数のアクセスが寄せられ、食品衛生の普及向上に大きな役割を果たしました。

また、会員限定にて食品衛生情報提供サービスを公開しました。

2. 日食協・関東甲信越ブロック連絡協議会

- (1) 令和 7 年度は、新潟県が担当支部として令和 7 年 7 月 10 日「朱鷺メッセ」において開催され、各食品衛生協会が抱える諸問題について情報交換が行われるとともに、決算報告及び収支予算（案）について審議しました。
- (2) 令和 8 年 2 月 5 日、「ホテルニューオータニ長岡」において専務理事・事務局長会議が開催され、各食品衛生協会が抱える諸問題について情報交換が行われました。
併せて、食品衛生指導員部会及び共済部会が開催されました。

3. 食品衛生協会検査機関連絡協議会

令和 7 年 11 月 6 日、山梨県富士吉田市「ハイランドリゾート ホテル&スパ」において開催され、試験検査の合理化や相互の協力体制を構築するための情報交換が行われました。

正味財産増減計算説明書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	合 計	実 施 事 業 等 会 計	そ の 他 会 計		法 人 会 計	備 考
			収 益 会 計	特 定 保 険 業 会 計		
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
特定資産運用益	3,274,290	511,500	2,172,323	590,467		
特定資産利息	3,274,290	511,500	2,172,323	590,467		退職給付・減価償却・建物修繕引当資産等利息
受取会費	22,139,600				22,139,600	
正会員受取会費	17,699,600				17,699,600	普通会員 13,008人・業種 48団体
賛助会員受取会費	4,440,000				4,440,000	151社
事業収益	1,971,562,592	239,063,541	1,275,158,051	457,341,000		
東京都受託事業収益	54,819,000	54,819,000				東京都受託事業収入
講習会事業収益	232,391,731	150,050,731	82,341,000			食品衛生責任者養成講習会（会場集合型）＝ 142,035,000 食品衛生責任者養成講習会（eラーニング型）＝ 82,341,000 食品衛生推進員講習会＝ 1,795,000 食品衛生実務講習会＝ 6,220,731
機関紙発行等事業収益	34,193,810	34,193,810				機関紙製作収入
試験検査等事業収益	1,000,855,355		1,000,855,355			理 化 学 検 査＝ 85,790,254 微 生 物 学 検 査＝ 156,606,224 水 質 検 査＝ 115,751,000 簡 易 専 用 水 道 検 査＝ 61,057,084 臨 床 検 査＝ 436,572,296 コンサルティング事業＝ 136,648,281 文 書 料 ・ 検 体 買 上 料＝ 8,430,216
出版事業収益	35,344,930		35,344,930			責 任 者 教 本 他＝ 33,788,750 ふ ぐ 教 本 他＝ 1,556,180
賠償共済事業収益	15,251,191		15,251,191			賠償共済取扱手数料
衛生管理事業収益	130,698,331		130,698,331			消毒事業収入
不動産管理運営事業収益	10,667,244		10,667,244			東京食品池袋ビル賃貸収入
特定保険事業収益	457,341,000			457,341,000		保険料収入
受取補助金等	1,943,000	1,943,000				
受取民間補助金	1,943,000	1,943,000				食品衛生指導員活動特別補助金
雑収益	12,907,035	6,817,630	740,428	2,368,977	2,980,000	
受取利息	2,509,325		174,945	2,334,380		預金利息
雑収益	10,397,710	6,817,630	565,483	34,597	2,980,000	責任者手帳再交付手数料他
責任準備金戻入	17,448,760			17,448,760		
保険料積立金戻入	7,945,255			7,945,255		保険料積立金戻入額
異常危険準備金戻入	9,503,505			9,503,505		異常危険準備金戻入額
支払備金戻入	4,651,145			4,651,145		
支払備金戻入	4,651,145			4,651,145		支払備金戻入額
経常収益計	2,033,926,422	248,335,671	1,278,070,802	482,400,349	25,119,600	

正味財産増減計算説明書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	合 計	実 施 事 業 等 会 計	そ の 他 会 計		法 人 会 計	備 考
			収 益 会 計	特 定 保 険 業 会 計		
(2) 経常費用						
事業費・管理費						
役員報酬	54,810,000	10,234,730	17,319,118	26,978,617	277,535	役員報酬
給料手当	572,513,409	47,960,198	405,482,370	119,070,841		職員給与、諸手当
福利厚生費	111,991,685	9,945,648	76,895,153	25,117,107	33,777	社会保険料他
退職給付費用	61,240,293	8,005,091	37,223,002	15,956,502	55,698	退職給付引当金
臨時賃金	60,363,084	5,844,485	54,518,599			アルバイト賃金
会議費	18,034,087	3,282,661	5,713,647	3,491,446	5,546,333	総会、理事会、監事会、各種会合費他
旅費交通費	10,610,658	1,354,026	8,730,706	267,286	258,640	事務連絡交通費、出張旅費
通信運搬費	68,316,217	18,185,892	47,854,731	2,023,413	252,181	郵券代、電話代
消耗什器備品費	3,046,737	346,568	1,930,167	609,402	160,600	消耗備品購入費
消耗品費	20,787,558	2,036,356	17,028,966	421,686	1,300,550	事務用品、コピー用紙代、図書代他
修繕費	16,388,068	149,584	16,102,233	134,986	1,265	事務所・検査機器・事務機器修理代他
印刷製本費	44,943,837	30,054,666	12,125,323	2,314,897	448,951	各種資料・教材、出版物等印刷代
燃料費	6,287,481	190,595	5,966,713	130,173		自動車・バイクガソリン代
光熱水料費	20,041,757	3,216,834	12,901,874	2,273,413	1,649,636	電気・ガス・水道代
賃借料	96,522,301	37,304,203	43,533,126	10,482,362	5,202,610	事務所家賃、検査機器リース料他
損害保険料	4,999,727	633,068	3,649,234	459,945	257,480	火災保険料、動産保険料他
諸謝金	54,270,295	11,900,395	39,119,900		3,250,000	講習会講師料、コンサルタント指導料他
租税公課	69,926,621	4,731,612	62,658,651	1,214,349	1,322,009	消費税、固定資産税、印紙代
広告料	2,291,891		559,691	1,465,200	267,000	広告掲載料
委託費	224,927,603	51,450,882	156,635,820	14,082,679	2,758,222	検査機器・事務機器保守料他
支払負担金	6,254,766	102,129	589,050	2,447	5,561,140	日本食品衛生協会負担金、学会会費他
支払手数料	15,348,732	2,890,574	3,533,516	8,435,622	489,020	振込手数料他
見舞金	240,000	240,000				見舞金
巡回指導旅費	6,512,100	6,512,100				自治指導員巡回活動費
支払保険金	191,867,380			191,867,380		支払保険金、附加給付金、満期返戻金等
原材料費	107,196,901	2,383,200	104,813,701			薬剤器物費、消耗資材費
雑費	3,570,481	3,144,833	414,648	11,000		出版物改版廃棄他
減価償却費	36,345,746	2,806,880	31,060,977	1,857,093	620,796	減価償却資産償却費
経常費用計	1,889,649,415	264,907,210	1,166,360,916	428,667,846	29,713,443	
当期経常増減額	144,277,007	△ 16,571,539	111,709,886	53,732,503	△ 4,593,843	
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
引当金戻入益	826,346		826,346			
貸倒引当金戻入	826,346		826,346			貸倒引当金戻入額
経常外収益計	826,346	0	826,346	0	0	
(2) 経常外費用						
廃棄損失	2		2			
設備備品廃棄損	2		2			固定資産廃棄損
貸倒引当金繰入	880,969		880,969			
貸倒引当金繰入	880,969		880,969			貸倒引当金繰入額
経常外費用計	880,971	0	880,971	0	0	
当期経常外増減額	△ 54,625	0	△ 54,625	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	144,222,382	△ 16,571,539	111,655,261	53,732,503	△ 4,593,843	
法人税・住民税及び事業税	42,745,400		42,745,400			
法人税・住民税及び事業税	42,745,400		42,745,400			法人税、住民税及び事業税
当期一般正味財産増減額	101,476,982	△ 16,571,539	68,909,861	53,732,503	△ 4,593,843	
一般正味財産期首残高	1,259,115,936	△ 502,706,274	1,360,433,215	400,794,792	594,203	
一般正味財産期末残高	1,360,592,918	△ 519,277,813	1,429,343,076	454,527,295	△ 3,999,640	
Ⅱ 正味財産期末残高	1,360,592,918	△ 519,277,813	1,429,343,076	454,527,295	△ 3,999,640	

(注) 平成25年度から「平成20年公益法人会計基準」に基づき正味財産増減計算書を作成している。

貸借対照表説明書

令和8年3月31日（第77期）

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
1. 流 動 資 産			
現 金	7, 110, 234	5, 575, 287	1, 534, 947
普 通 預 金	225, 109, 831	281, 119, 494	△ 56, 009, 663
振 替 貯 金	6, 498, 966	3, 089, 729	3, 409, 237
定 期 預 金	175, 000, 000	495, 160, 290	△ 320, 160, 290
金 銭 信 託	490, 000, 000	0	490, 000, 000
未 収 金	182, 754, 813	173, 870, 412	8, 884, 401
前 払 費 用	3, 012, 609	2, 827, 489	185, 120
在 庫 物 品	8, 871, 810	8, 019, 199	852, 611
貸 倒 引 当 金	△ 880, 969	△ 826, 346	△ 54, 623
流 動 資 産 合 計	1, 097, 477, 294	968, 835, 554	128, 641, 740
2. 固 定 資 産			
(1) 特 定 資 産			
退 職 給 付 引 当 資 産	468, 500, 000	448, 500, 000	20, 000, 000
減 価 償 却 引 当 資 産	10, 000, 000	10, 000, 000	0
建 物 修 繕 引 当 資 産	153, 700, 000	161, 800, 000	△ 8, 100, 000
施 設 建 設 積 立 資 産	151, 000, 000	151, 000, 000	0
シ ス テ ム 開 発 引 当 資 産	2, 000, 000	2, 000, 000	0
特 定 資 産 合 計	785, 200, 000	773, 300, 000	11, 900, 000
(2) そ の 他 の 固 定 資 産			
土 地	475, 948, 056	475, 948, 056	0
建 物	8, 217, 088	8, 874, 360	△ 657, 272
建 物 附 属 設 備	8, 424, 409	9, 262, 247	△ 837, 838
設 備 備 品	17, 370, 025	19, 755, 065	△ 2, 385, 040
ソ フ ト ウ ェ ア	5, 976, 211	6, 924, 085	△ 947, 874
リ ー ス 資 産	89, 594, 813	53, 422, 077	36, 172, 736
敷 金	5, 321, 654	5, 321, 654	0
保 証 金	50, 000	50, 000	0
そ の 他 の 固 定 資 産 合 計	610, 902, 256	579, 557, 544	31, 344, 712
固 定 資 産 合 計	1, 396, 102, 256	1, 352, 857, 544	43, 244, 712
資 産 合 計	2, 493, 579, 550	2, 321, 693, 098	171, 886, 452
II 負 債 の 部			
1. 流 動 負 債			
未 払 金	44, 529, 739	33, 384, 301	11, 145, 438
前 受 金	996, 899	1, 291, 690	△ 294, 791
預 り 金	13, 726, 380	19, 448, 774	△ 5, 722, 394
未 払 法 人 税 等	42, 745, 400	6, 924, 700	35, 820, 700
賠 償 共 済 預 り 金	1, 457, 700	2, 797, 000	△ 1, 339, 300
責 任 準 備 金	222, 845, 344	240, 294, 104	△ 17, 448, 760
支 払 備 金	27, 250, 361	31, 901, 506	△ 4, 651, 145
リ ー ス 債 務	89, 427, 205	52, 918, 877	36, 508, 328
流 動 負 債 合 計	442, 979, 028	388, 960, 952	54, 018, 076
2. 固 定 負 債			
退 職 給 付 引 当 金	690, 007, 604	673, 616, 210	16, 391, 394
固 定 負 債 合 計	690, 007, 604	673, 616, 210	16, 391, 394
負 債 合 計	1, 132, 986, 632	1, 062, 577, 162	70, 409, 470
III 正 味 財 産 の 部			
1. 一 般 正 味 財 産	1, 360, 592, 918	1, 259, 115, 936	101, 476, 982
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	2, 493, 579, 550	2, 321, 693, 098	171, 886, 452